

景観形成推進方策検討部会運営要綱

制 定 平成 29 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市都市景観委員会運営要綱（以下「委員会要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、景観形成推進方策検討部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 部会は、本市景観施策に関する次に掲げる事項を検討する。

- (1) 眺望景観の保全方策に関する事項
- (2) 夜間景観の誘導方策に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、新たな景観形成推進方策に関する事項

(部会長)

第 3 条 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、部会の会議は部会長が招集する。

2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(雑則)

第 5 条 この要綱の施行について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。